

令和元年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆23番（小川利枝子君） 皆様、おはようございます。公明党を代表して、一般質問いたします。

令和の新時代を迎えた5月1日午前、新聞を広げると、令和時代の政党は、現実を踏まえた政策を練り上げる能力があるかが問われるとの識者の指摘が目飛び込んでまいりました。現実を踏まえた政策、この指摘は、政治に携わる者として肝に銘ずべきと痛感いたします。私は、新しい令和時代を市民の皆様とともに、心強く、心かたく、勇気を持って、笑顔でパワフルに歩みを進めてまいります。

さて、今の日本の社会が抱える最大の課題は、人口減少、少子高齢化の克服でございます。その流れに歯どめをかけ、地域社会の活力をどう維持していくのか、そのためには、まず、子育てから高齢者福祉まで支援する全世代型社会保障への転換・強化が不可欠でございます。

公明党は、昨年、子育て、介護、中小企業、防災・減災の4つのテーマで、全国3,000人の議員が地域に飛び込み、100万人訪問調査運動に取り組みました。現場から寄せられた数多くの声に耳を傾け、小さな声をキャッチし、地域議員と地方議員と国会議員のネットワークを駆使して、課題解決に向け奔走してまいりました。

その中で、特に子育て支援では、74%の人が教育費に不安を抱えていることが改めて浮き彫りになりました。若い子育て世代が理想の子ども数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからであり、教育費の負担軽減を求める声が多いのが現状でございます。

そうした現場の声を後押しに、令和元年5月10日、日本の教育政策において歴史的転換となる2つの法律が、参議院本会議で自民、公明などの賛成多数で可決成立いたしました。それは、ことし10月から始まる幼児教育・保育の無償化と来年4月から始まる所得の低い世帯を対象にした大学・専門学校など、高等教育の無償化でございます。

今回の教育無償化には、子育て世代の経済的負担の軽減を通じて直面する少子化に歯どめをかけていくとともに、家庭の経済的な事情による教育格差をなくして、貧困の連鎖を断って教育の機会均等を進め、子どもたちの未来を開くという意義がございます。

公明党は、2006年に発表した少子社会トータルプランで、幼児・高等教育の無償化を掲げ、財源を確保し、段階的に進めながら、長年かけて粘り強く訴え、実現へと押し進めてまいりました。

日本の将来を支えるのは教育であり、無償化は、子どもたちの未来に対して国全体で責任を持つ政策として大きな意味を持ちます。

このたびの議会においては、ところどころで消費税のことが話題となっておりますが、幼児教育・保育の無償化は、その財源として10月から実施の消費税率10%への引き上げによる増収分が充てられます。確かに8%が10%になる市民生活への影響は無視できるものではないことは承知いたします。しかし、税は使い道によって負担ではなく、生きたものになるのではないのでしょうか。

子どもは未来の宝でございます。子育ては次世代を担う人材の育成であり、国が次世代の育成を強力に支援することは、まさに未来への投資でございます。そこにお金による戸惑いや滞りがあってはならないと考えます。

こうした教育費負担の軽減策について、安倍首相は、小学校、中学校、9年間の普通教育無償化以来70年ぶりの大改革と位置づけております。多くの方々、特に若い子育て世代は、このたびの消費税の改定が子育て支援、特に幼児教育・保育の無償化に充てられることに大きな期待を寄せております。繰り返しになりますが、どの子どもも広く、あまねく平等に受ける権利があり、社会はそれを保障すべきでございます。無償化は、その一端ではないでしょうか。

そこで、質問の1点目は、子育て支援策について、幼児教育・保育の無償化に向けた習志野市の取り組みについてお伺いいたします。

質問の2点目は、特別支援教育についてお伺いいたします。

どのような施策にも100点満点がないことは承知いたしております。しかし、教育においては、最低でも及第点ではないでしょうか。

新学年も2カ月が過ぎ、1学期も残りわずか。本来であれば、児童・生徒はもちろん、保護者も落ちついて専念できる時期を夢描いているはずですが、次のような声を耳にしたり相談を受けると首をかしげたくくなります。

例えば、毎年新しい先生が担任となり、ようやくなれたころ、たった1年間で異動では自閉症児にはつらい、新しい先生との関係はこれからです、子どもの障がいを理解できない先生に子どもを任せるのは不安、学校に何とか居場所があるだけでも喜ばないといけない、先生の無理解が子どもの心を傷つけ心を閉ざしてしまう、子どもたちにも心があることを理解してほしい、先生と衝突する原因が子どもだけにあるのではないと言いたい気持ちを抑えている、入学時に引き継いだはずの個別の支援計画はどうなっているのか、一人一人に合った形を模索して子どもの成長に生かしていくのが個別の教育支援計画の原点のはず、全てが思いどおりにいなくても手前で諦めざるを得ない現実をわかってほしい等々、耳の痛い話でしょうが、教育現場はまだまだ深刻な状況が続いていると言わざるを得ません。

そのような中であって、習志野市では、特別支援学級の整備計画を策定し、充実を図る旨を打ち出しました。そのことは否定するものではなく、私はむしろ高く評価いたしております。

そこで、まずは、この整備計画の進捗状況を確認させていただき、本市の特別支援教育の課題とあるべき方向をお聞きしたいと思います。いま一度、整備計画の目的を含む概要と現在の進捗状況についてお伺いいたします。

質問の最後、3点目は、地域問題について、JR津田沼駅南口タクシール協交差点の信号機の増設についてお伺いいたします。

この交差点は、津田沼駅前の交番前とユザワヤのあるビルを結ぶ横断歩道の中に歩行者の滞留スペースが設けられております。歩行者が、信号が赤にもかかわらず、交番側から滞留スペースまで、あるいは滞留スペースから交番側まで無理して横断しようとするため、特

にタクシープールに戻るタクシーが何台も連なって停車せざるを得ない状況など、トラブルが発生するケースが見受けられ、危険であると懸念する相談を受けました。

このような話は、地元だけに私も見聞きしており、珍しいことではないと認識いたしております。そして、一つの解決策として、信号機の設置が有効ではないかと考えます。

そこで、現状の歩行者動線や交通量、信号機の増設に対する本市の見解をお伺いいたします。

以上、私の1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日も一般質問、よろしく願いいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答えいたします。

大きな2番目の特別支援教育については、教育長が答弁いたします。

私から、大きな1点目、子育て支援策について、幼児教育・保育の無償化への取り組みについてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化につきましては、令和元年5月10日の国会におきまして、幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が可決され、いよいよ本年10月から本格的にスタートすることとなります。

幼児教育・保育の無償化は、人間形成の基礎をつくる幼児期の教育の重要性に鑑み、社会全体で全ての子どもたちの健やかな成長を支援する仕組みとして、初めて消費税増税分の一部を特定財源に充てる大きな制度改革となっております。

制度設計について現状を申し上げますと、まず対象者につきましては、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園に通う全ての子どもたちに加え、認可外保育施設や療育支援センター等に通う子どもたちなど、広く支援の対象としており、これに加えて、非課税世帯のゼロ歳から2歳の乳児が対象となります。また、待機児童解消の側面から、保育の必要性の認定を受ければ、幼稚園の預かり保育や一時保育、病児保育の各事業についても一定額を補助することとされております。

現在、本市におきましては、無償化の実施により制度が大きく変更されることから、市として実施するための事務手続を進めるとともに、各事業者に対しまして制度の詳細について周知に取り組んでいるところであります。

今後につきましては、6月以降に新たな認定作業や各種規則等の改正などを行うとともに、7月以降は広報やホームページ等の活用、保護者への説明の機会の設定など、さまざまな方法を用いて情報提供を図ってまいります。

次の大きな2点目の特別支援教育については、教育長が答弁いたします。

私からの最後、3点目、地域問題について、JR津田沼駅南口タクシープール脇交差点の信号機の増設についてお答えいたします。

JR津田沼駅南口駅前広場の南西に位置する当該交差点、これタクシープールの入り口にもなっておりますが、この交差点の形状をよく見ますと変則5差路でありまして、それに加えて、駅前交番とユザワヤのブロックというショッピングビルがありますけれども、ユザワヤと津田沼駅前交番とを結ぶ横断歩道の中間に歩行者の滞留スペースが設けられているという特殊な構造になっております。

このことから、横断歩道の利用状況を改めて所管課において確認させましたし、私も実感しておりますけれども、滞留スペースと駅前交番前を往来する歩行者が結果的に信号無視してしまうような形で、タクシープールへ向かう車両の運転手とのトラブルも見受けられるとの報告を受けております。

本市といたしましては、この状況を踏まえまして、当該横断歩道における安全対策について習志野警察署に対して意見を求めております。結果、本市と同様に、この横断歩道の安全対策が必要との認識でありまして、その解決策として、タクシープールへ向かう一方通行の道を渡る横断歩道、つまり歩行者の滞留スペース付近に補助的な歩行者用信号機の増設、これの必要性について現地調査の上で検討したいとのことであります。

タクシープールへの入り口が、本当、数メートルしかないがために、その横断歩道の信号機が見えづらいというようなことでありまして、信号機がついている横断歩道なのかついてない横断歩道なのかということが瞬時に見分けにくいんですね。なので、うっかり渡ってしまうと、こういうようなことがあると、こういうことを私も実感しておりますので、これについてはしっかり対応してまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長（小熊隆君） それでは、小川議員からの一般質問、大きな2点目、特別支援教育について、（1）特別支援学級・通級指導教室整備計画の進捗状況についてお答えをいたします。

初めに、特別支援学級は、教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級であり、通級指導教室は、ふだん、通常の学級で生活している児童・生徒が個別に応じた学習を行うために通う教室であります。

文部科学省の平成27年度調査と平成29年度調査によりますと、全国で、特別支援学級や通級指導教室の指導を受けている児童・生徒は増加しております。本市においても増加傾向は同様であり、実態に合わせ、特別支援学級や通級指導教室を順次、障がい種別に開設してまいりました。

このような中、現行の特別支援学級・通級指導教室整備計画は、委託通級の解消と特別支援教育の充実を図り、自宅から近くの学校に通うことができるようにすることを目的とし、市内の小中学校全てに、特別支援教育のための学級や教室を開設する計画となっております。

現在の設置状況については、自閉症・情緒障害特別支援学級を22校に、知的障がい特別支援学級を12校に設置しております。また、通級指導教室につきましては、自閉症・情緒障害通級指導教室を1校に、言語障害通級指導教室を4校に、難聴通級指導教室を1校に、学習障がい・注意欠陥多動性障がいの児童を対象とするLD・ADHD通級指導教室を1校に設置しております。

今年度は、特別支援学級がふえたことを踏まえ、教員の質の向上に向けて研修等の工夫をさらに進めるとともに、現行の計画に基づき、令和2年度は第六中学校へ、令和3年度は第五中学校へ知的障害特別支援学級の開設に向けた準備を着実に進めてまいります。

今後も特別支援教育の現状と課題について整理・検討しながら、国の制度や県の方針を踏まえて柔軟に対応してまいります。

以上、私からの1回目の答弁といたします。

◆23番（小川利枝子君） はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に、最初は子育て支援策について再質問させていただきます。

冒頭に消費税の話をしていただきましたが、先ほどの市長答弁には、このたびの消費税の改定の趣旨を踏まえ着実に進んでいると、こうした安心感が漂っておりました。

特に、昨日の真船議員の質問にもございましたが、本市の喫緊の課題である待機児童の解消に向けた道筋ですね、こうしたものをちゃんと見据えていると。待機児童対策は無償化と並ぶ車の両輪のようなものでございます。両方とも進めていくことが重要と考えております。国もその思いで対策を進めていると認識をしております。

そこで、幾つかの再質問させていただきます。

まず、この無償化の実施対象となる乳幼児数ですね、これについてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。幼児教育・保育の無償化の実施対象となる乳幼児数についてお答えいたします。

まず、3歳から5歳児の総人口数は、平成31年3月末の住民基本台帳人口において4,662名となっております。このうち無償化の対象施設に在籍している児童数は、現在、保育所、こども園、市内の幼稚園、あじさい療育支援センターを合わせまして3,654名となっております。また、市外の幼稚園及び認可外保育施設に通っている子どもの数につきましては、今後、補助金等の申請にあわせ、6月から7月にかけて確認をまいります。したがって、現時点での対象者数の正確な数は把握できておりません。

なお、ゼロ歳児から2歳児につきましては、住民税非課税世帯で保育所、こども園等に在籍している児童数63名が無償化の対象となりますが、本市では、既に無償化を実施しております。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。

では、対象となる施設と施設数についてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。幼児教育・保育の無償化の対象となる施設、そして施設数についてお答えいたします。

市立と私立を合わせた市内施設につきましては、18の保育所、そして8のこども園、10の幼稚園、そして6の認可外保育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となります。また、障がいがある児童の発達を促すための療育を行いますあじさい療育支援センターのほか、児童発達支援サービスの事業所が市内に11カ所ございます。こちらの施設も無償化の対象となります。このほか、本市の子どもが市外のこれらの施設を利用する場合につきましても幼児教育・保育の無償化の対象となります。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。

どうしても保育所、幼稚園、こども園、こうしたところに視点が行きがちなんですけれども、習志野市においてはあじさい療育支援センター、そして11カ所の児童発達支援サービスの事業所も対象となります。

そこで気になるのが、無償化の確実な実施に向けた体制、そして市民への周知・啓発についてでございます。漏れがあってはなりませんので、現在の準備状況、そして今後の取り組みについてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。幼児教育・保育の無償化の確実な実施に向けた体制と市民への周知・啓発についてお答えいたします。

まず、体制整備といたしましては、現在、段階的に示されております国からの政省令や基準等を早急に確認した上で、本市が本制度を実施するために必要な規則等のルールを定めてまいります。次に、幼児教育・保育の無償化の実施により新たに必要となります認定や給付を適切に行うためのシステム改修を行ってまいります。さらには、各事業者や保護者の皆様への情報提供を行うためにチラシの作成、ホームページや広報への掲載に取り組んでまいります。いずれにいたしましても10月の実施までに時間がございませんので、臨時職員の増員も含め、こども部全体での支援体制を整え、着実な制度実施に向け取り組んでまいります。

また、周知につきましては、制度改正に伴う手続は各施設を通して実施いたしますので、主体となる事業者に対して5月から既に説明会を開始しております。今後も複数回にわたる説明会を実施いたしますが、加えて、7月からさまざまな広報媒体により情報を伝えるとともに、必要に応じて保護者の皆様にも直接丁寧に御説明をしております。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） はい。承知いたしました。慎重に、また、かつ着実に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、もう一点、気になるのが必要経費についてでございます。

ただいまの答弁でシステム改修、チラシの作成といった予算の伴う、こうしたキーワードがございました。そして何より、誰が、どれだけやらなくてはならないのか、これは市政を考えたとき、避けては通れない課題であると思います。

そこで、無償化の実施に伴う人件費等の事務費を含めた財政収支シミュレーションについてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。無償化実施による人件費等の事務費を含めた財政収支シミュレーションについてお答えいたします。

今般の無償化の実施により新たに発生する経費は、主に人件費と消耗品費等を対象とする事務費、そしてシステム改修に係る経費でございます。

これら無償化に係る経費は全て国費で負担するとされており、システム改修費は初年度分、事務費は2年間分が対象となっております。これらの経費のうちシステム改修費は約2,900万円を予算措置しております。一方、人件費等の事務費につきましては、当初予算編成時に無償化の実施に係る事務フローなどが国から詳細が示されておられませんので、最低限度見込まれる郵便料や消耗品費のみ予算措置をさせていただいております。

5月以降に国から詳細が示されましたことから、必要となる人件費等、事務費につきましては、今後、第3回定例会において補正などで御提案をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。

では、それに対する習志野市の財政負担について、今後の推計値も含めてどのような見解をお持ちか伺いたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。無償化の実施による今後の習志野市の財政負担についてお答えいたします。

令和2年度以降の無償化による地方負担については不透明なところもございますが、これまで市が単独で実施してまいりました保育料の軽減などに係る経費分、これらについて、無償化により国負担の2分の1、県・市負担の4分の1となりましたことから、市としての負担が大幅に減少しており、年間5億円程度の市負担の減少を試算しているところでございます。しかしながら、先ほど御答弁いたしました無償化の実施による人件費などの事務費の増のほか、新たなニーズの掘り起こしによる保育需要に対する施設整備や預かり保育に係る人件費増なども想定され、現時点での無償化の影響を推計することは困難な状況でございます。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。いろいろな意味で、これは当然のことと判断いたします。

公立高校の授業料の無償化のときだったと思うんですけども、ふたをあけたら負担があったと、たしかそんなようなことがあったような記憶がございます。決して、このようなことがないように、しっかり国の動向などを注視していただいて、そして取り組んでいただきたいと思っております。

特に財政負担は、費用対効果を十分に検証して、次回の定例会において補正予算として計上していただけたらと思っております。その点もよろしく願いたします。

次、ここで視点を移して、施設側に立った質問をさせていただきます。

教育や保育には国策に規制されないという、こういう自由度が認められております。しかし、そのことが、このたびの無償化の制度では対象外となる施設を生じる懸念がございます。

そこで、無償化の対象外はどのような施設なのか、また対象とならない理由について伺いたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。無償化の対象外の施設はどのような施設か、また、対象とならない理由についてお答えいたします。

今般の幼児教育・保育の無償化の対象につきましては、法律により制度が担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子どもが基本となります。一方、認可外保育施設につきましては、保育所等の認可施設の不足により通わざるを得ないの観点から対象となっております。

対象外施設といたしましては、幼稚園の認可を受けず独自の幼児教育活動を行っている、いわゆる幼稚園類似施設等は無償化の対象ではございません。この幼稚園類似施設につきましては、現在、確認できている施設を申し上げますと、市内に、やひろ学園とラウレアインターナショナルスクールがございます。本市の子どもは、やひろ学園が18名、ラウレアインターナショナルスクールに通っているお子さんが6名となっております。一方、本市の子どもが通っている市外の施設といたしましては、船橋市に菅長学園とたんぽぽ子供の家の2

施設があると確認しております。利用者につきましては、5月1日現在で2施設合計で152名が在籍すると伺っております。

次に、対象外となる理由につきましては、幼稚園類似施設は認可施設ではないことから設備や運営等に関する基準がなく、施設独自の運営になっており、形態がさまざまであること、また、基準に基づいた監査の実施等による安全性等の質の確保を図ることができないといった課題があることから無償化の対象外とされております。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。

今、実態をいろいろ聞かせていただきましたけれども、またこの実態については確実に把握をしていただきたいと思っております。繰り返しますが、漏れがないよう丁寧に、その点よろしくお願いいたします。

では、無償化の対象外となる施設からどのような要望が上がっているのか、またその要望に本市といたしましてはどのように対応してきているのかお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。幼児教育・保育の無償化の対象外施設からの要望と、そして対応についてお答えいたします。

幼稚園類似施設が対象外であることが判明いたしました、ことしの初めごろに、幼稚園類似施設である市内のやひろ学園と船橋市所在の菅長学園から、今後の運営について御相談がございました。

市内のやひろ学園につきましては、本市の子どもたちに対し質の高い教育を実施されていると確認されましたことから、これまで就園奨励費の市単独分について補助を実施してまいりました。無償化の実施に当たり、やひろ学園に対しましては、今後も長期にわたって安定した運営を図られることが望ましいことから、無償化の対象施設への移行について御助言をいたしました。事業者による検討の結果、当該施設は十分に認可外保育施設の指導監督基準を満たしておりますことから、今後、県へ認可外保育施設の届け出を行うことについて確認をしております。

しかし、この移行には、保育の必要性がない在籍児童については無償化の対象外となるという課題が残ります。本市といたしましては、国の方向性が定まる間につきましては、これまで実施してまいりました年間3万円の補助制度を継続してまいりたいと考えております。

また、市外の菅長学園につきましては、御相談に対し無償化対象施設への移行の協議を所在する船橋市と実施する必要があることについて御助言をいたしました。その後につきましては所在市に確認をいたしましたところ、菅長学園は既に認可外保育施設の届け出が済んでいるということですので、この結果、菅長学園に通う本市在住の保育の要件を持つお子さんにつきましては無償化の対象ということになります。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。

対象外の施設を確認いたしました。そして、その理由も確認いたしました。本市といたしましては、無償化に当たり、これらの施設へ移行への助言、そして確認も行っていただいていると前向きな答弁をいただき、大変心強く感じております。

教育や保育の自由度は否定してはならないと思っております。しかし、その自由度をもって無償化の可否が決まることはいかなるものなのかなど、このようにも思っております。ぜひ、実

態に即した対応をしっかりとお願いしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そこで、子育て支援策に関する再質問の最後に、先ほど部長答弁にもございましたように、無償化の対象外となる本市の在籍児童がいる、こういう課題が残ると御答弁がございました。市長として、この課題ですね、無償化の対象外施設への拡大についてどのような見解をお持ちか、市長にお伺いさせていただきます。

◎市長（宮本泰介君） はい。お答えいたします。まず、無償化の大前提といたしまして、その財源につきましては全額国で負担をしていただきたいということは市議会からも意見書等を発信していただいて、これ地方六団体でも一致結束しているところでございます。

この中で、無償化の対象外への拡大実施についてであります。子育て支援の公平性の観点からは当然課題であると認識しております。私もこれまで全国市長会の中で社会文教委員会というところの評議委員を務めておまして、その中で、国に対して働きかけをしてまいりました。

国は、このような働きかけに対しまして5月15日の衆議院内閣委員会での答弁で、形態がさまざま全国共通の基準になじまず、一律の無償化は困難である。しかしながら、自治体が財政支援している施設には国と自治体が協力した形での支援を検討していると、このように答えておまして、幼稚園類似施設に対する支援が少しずつ前進しているという感触を得ています。

今後とも引き続き国へ働きかけてまいりますので、公明党といたしましても、ぜひしっかり取り組んでいただければというふうに思いますし、また全国というか、地方六団体の共通した要望事項でもありますので、市議会議員の皆さんにおきましてもよろしくお願いいたします。以上です。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。市長のただいまの御見解をお伺いいたしまして、さらに心強く思いました。

どのような形態であれ、今、子育て家庭の経済的支援、これは喫緊の課題でございます。私ども公明党も国、そして地方を挙げてしっかりこれは取り組んでいくとしているところでございます。

基準に満たない施設にはきちんと改善を誘導する、こういう姿勢をまたさらに持つていくことも重要であると思っておりますので、習志野市のトップとして、ほかの自治体を牽引するような子育て支援の展開を期待いたします。よろしくお願いいたします。この問題はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、特別支援教育に関する再質問に移ります。

先ほどの教育長答弁で、平成21年度に保護者とともにお願いいたしました、1学校1特別支援学級の達成が現実のものとなる日が遠くないことを確信いたしました。その点につきましては、教育委員会の御努力に感謝いたします。これからも、教育長答弁の繰り返しになりますが、現状と課題について整理・検討しながら、国の制度や県の方針を踏まえて柔軟に対応していただきたいと、このように強く思います。

しかし、大きな疑問が1つ残っております。整備計画をしっかりと今進めていただいております。しかし、学級に魂は込められているのか。これまでも再三、議場で訴えてきたこととありますが、魂、すなわち特別支援教育に携わる教員の質などでございます。そういうものは確保できているのでしょうか。私のもとには、残念ながら、耳の痛いお話とは本当に思いますが、冒頭に紹介させていただいたような声が寄せられております。

先ほども申し上げましたが、100点満点を望んでいるわけではないんです。及第点でよい、このことを忘れていただきたくないと思っております。

そこで、今回は、言葉多くして真意伝わらずと、こういうことがないように、再質問の答弁に対して率直かつ端的を、つつい言いたくなってしまうんですけれども、そういうことを心がけて意見を述べさせていただきたいと思っております。

それは私だけではなく、今まで、今現在、そして長年、特別支援教育の充実を願い、期待する方々のツイートとでも申しませうか、そういうふうにご理解いただいてもよろしいのではないかと思います。

まず、最初の質問は、特別支援教育を担当する教職員の実情ですね、これはどのようになっているのかお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、特別支援教育における担当教員の実情ということでお答えをさせていただきます。

まず、特別支援学級と通級指導教室、これには81名の教員を配置しております。その内訳でございますけれども、本務者が48名、講師が33名と現在なっております。

経験豊富なベテラン層教員や若年層教員がそれぞれの持ち味を生かして児童・生徒の支援に努めているところでございます。しかしながら、特別支援学級を増設したこと、ベテラン層と若年層をつなぎます中堅層教員が少ないこと、講師は1年ごとの雇用であること、このようなことから、特別支援教育に係る指導力の維持と向上が課題となっております。

本市の特別支援教育の数年後をしっかりと見据えまして、特別支援教育を志す教員の確保を千葉県に強く要望してまいります。本市としても教員の資質・能力向上の研修の充実にも努めてまいります。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。

既に今年度からスタートいたしました、このたびの整備計画、これは、昨年、突然の変更があったものの何年間かけて作成してこられたはずでございます。それにもかかわらず、今この支援を要する児童・生徒を前にして、これから教員配置に努めていく、このような答弁に納得できるのでしょうか。

では、次に、現状の教職員の専門性ですね、これはどのようになっているのかお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、担当教員の専門性ということでお答えをさせていただきます。

特別支援学級と通級指導教室の担当教員のうち、特別支援教育の免許を持っている教員数、そしてその免許保有率についてお答えをしますが、小学校は58名中30名で、51.7%、中学校につきましては23名中5名で、21.7%となっております。担当の教員全体とい

たしましては81名中35名でございます、43.2%となっております。また、障がい種別の免許保有率でございますけれども、知的が62.5%、自閉症・情緒が28.3%、言語が75%、難聴が100%、LD・ADHDはゼロ%でございます。

通常学級の担任も含めて、特別支援教育の目的や内容等に対する理解が深まるよう、これも研修の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。

ただいまの部長答弁から、中学校の保有率は約2割、そして、今とても重要ですね、全てが重要ですが、特に自閉症・情緒、これは今23学校中22学校、もう本当にあと1校で全ての学校、そのくらい今必要とされている。それにもかかわらず保有率は3割も満たない。中学は、特に教員の理解不足から、先ほども御紹介させていただきましたけれども、子どもが犠牲になっていると、こういう懸念する声が聞こえてまいります。これ以上多くは語りませんけれども、本当に危惧しております。

では、そのような現状に対して学校現場からはどのような要望が上がっているのかお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、現状に対しての学校現場からの要望ということでお答えをさせていただきます。

学校現場からは、児童・生徒の学習環境をより整備すること、児童・生徒がより力を伸ばすための教材・教具を充実させること、通常学級担任との連携や組織的な校内体制づくりを推進すること、このような要望があることを把握しております。また、研修等に参加いたしまして専門性を高めたいという教職員の要望も上がっております。

こうした学校の声や踏まえまして、学習環境の整備に努めるとともに、特別支援教育に関するさまざまな研修を周知してまいりたいと、このように考えております。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。

資料要求はいたしません、教育委員会は、こうした学校現場の声ですね、例えば、81名の担当教職員の要望を取りまとめているだけで、実際、実行されているのか気になるところでございます。

では、保護者や御家族からはいかがですか。お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、保護者等からの要望ということでお答えをさせていただきます。

まず、保護者からでございますけれども、障がいに対する教職員への理解促進、専門性のある教員の配置や支援員の増員、施設面での充実、指導時間や日数の確保などの要望があることを把握しております。また、特別支援教育の発展を望む保護者の会からなども同様の要望をいただいているところでございます。

保護者の声に耳を傾けまして丁寧に対話を進めることで特別支援教育の推進をしてまいりたいと思っております。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。

これも資料要求はいたしません、こうした保護者や団体からの要望を取りまとめ、真摯に対応されているのかどうか疑問が残るところでございます。

では、先ほどの答弁にございました専門性を高めたいという教職員の声ですね、こういう声に対してどのような研修を企画されているのかお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、教職員の研修ということでお答えをさせていただきます。

今年度の研修でございますけれども、若年層教職員のニーズに応じまして、年度が始まって早い時期に基本的な指導や学級運営の方法、個別の教育支援計画についての研修を行ったところでございます。

今後は、発達検査の解釈と指導への生かし方や難聴、吃音、構音障がいに関する事例研修など、担当教職員のニーズに合った内容を考えているところでございます。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。ぜひ課題克服に向き合っていたでいて、そして着実に研修会を実施していただきたいと思っております。

では、管理職や特別支援教育コーディネーターの研修についてお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、管理職や特別支援教育コーディネーターの研修ということでお答えをさせていただきます。

まず、特別支援教育コーディネーターでございますけれども、保護者の相談窓口となりまして、学校・地域の教育機関、医療機関及び福祉機関などとの連携を図る特別支援教育推進のかなめとなっております。校内においても日常的にリーダーシップを発揮する役割になります。そのため、今年度も早期から特別支援教育コーディネーターの役割や個別の教育支援計画の作成についての基礎的な研修を行ったところでございます。

今後につきましては、通常学級に在籍いたします学習障がいの児童・生徒や境界域付近の児童・生徒に対する指導、本市の障がい福祉制度、またユニバーサルデザイン及び合理的配慮の事例についてなどを学ぶ研修を行ってまいりたいと考えております。

また、管理職に対しましては、障がいのある児童・生徒への適切な指導及び必要な支援を実施できるよう、全校的な支援体制を確立するよう指示してまいりたいと思っております。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。こちらも同様に、着実に実施していただきたいと思っております。

今の御答弁をお聞きして、コーディネーターがいかに重要な役割を担っているか理解できたと思うんですね。今、1学校1特別支援学級、これが進んでおり、どこの学校も支援学級がある、こういう状況がございます。そうなりますと、1つの学級経営、それだけではなく、学校全体を見据えた学校経営、ここにかかわってくると思っております。コーディネーターを知らない、こういう先生も学校におる、これも私はちょっとびっくりしております。また、支援学級に通っている保護者ですらコーディネーターを知らない、こういうようなことが決まらないように、しっかりこの辺、指示するだけではなく、確認をしながらしっかり進めていただきたい、このように思っております。

次に、ただいまの部長答弁にございました個別の教育支援計画の作成状況、これは現在どのようなになっているのかお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、個別の教育支援計画ということでお答えをさせていただきます。

5月29日時点でございますけれども、特別支援教育を受けております児童・生徒は、特別支援学級487名、通級指導教室は129名、合計で616名になります。この616名のうちでございますけれども、現時点で保護者との話し合いがなされ、個別の教育支援計画を作成しております児童・生徒は476名となっております。今年度分の計画の作成が完了していない残りの140名につきましては、保護者との話し合いをいたしまして作成することを指示してまいりたいと思います。また、個別の教育支援計画につきましては、学校訪問や個別の教育支援計画作成相談会などを通して記載内容について確認するとともに、より児童・生徒の支援に生かされるよう助言をしてまいります。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。

新学年ですね、これももう2カ月過ぎたわけでございます。そういう中で、1学期がもう終わる、この時期に計画もなく指導している児童・生徒が100人以上もいることに、教育委員会は危機感を持たないのかなと不思議に思っております。

また、ただいま御答弁いただきました作成完了人数についてでございますが、本当に保護者との話し合いがなされた上での人数なのでしょうか、保護者は本当に納得しているのか、また実態とそごはないんですかと教育委員会に私は聞きたいところでございます。

では、最後に、このような現状に対して教育委員会はどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、これまで私がお答えしてきた、このような状況、これについて教育委員会としての見解ということでございますのでお答えをさせていただきます。

まず、教育委員会といたしましては、習志野市特別支援教育推進基本方針と特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づきまして、特別支援教育を推進しているところであります。

推進に当たりましては、平成30年1月開催の習志野市教育委員会第1回定例会、これにおきまして、委員より、まず1点目ですけれども、一番大事なことは子どもたちが専門の教育を受けられることであると思う、人間関係などに配慮し、きめ細かい指導をして質を上げてもらいたい、それと、これからも特別支援教育について全力で取り組んでほしいという意見がございました。また、特別支援学級・通級指導教室の設置については、今後の教育上のニーズなどをモニターし、段階的かつ慎重に進めて検討する余地があるなどのこのような意見がございました。

このような御意見を受けまして、教育委員会では、本市特別支援教育のさらなる発展に向けまして、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。

ただいまの部長答弁から、教育委員からは専門の教育、質を上げて、全力で取り組んで、そして、この整備計画についてニーズなどをモニターと、こういった習志野市の特別支援教育に対する、ある意味、危機感ですね、こういう危機を感じさせる言葉が議事録に残ってい

ること、これをきょうは確認をさせていただきました。こうした御指摘を真摯に受けとめて、やはり取り組んでいただきたいと強く申し上げたい、そのように思っております。

また、この整備計画を策定したと報告を受けたときに、指導課からは、教育委員会の定例会で議決をいただいた立派な計画だと、議決をいただいているんですと、このように、もう何度も何度も念を押すように私は聞いてまいりました。そういうこともございますので、ぜひ、本日この議場での質疑応答ですね、これをきちんと伝えていただきたいと強く要望いたします。

次に、特別支援教育、これを取り上げさせていただいた際には、この議場の場で、教育委員会でどのような意見、そして感想が出されたのか確認させていただきたいと考えております。ここまで申し上げなければならない、こうした心情をぜひ御理解いただきたいと思っております。心にとどめて、よろしく願いいたします。

最後に、この1点ですね。今、こども部、そして教育委員会を初め、全庁的にかかわる所管、そして有識者、保護者等ですね、こういう方々で構成されている市民協働こども発達支援推進協議会、こういうものが、もう3年、4年と会議がございますけれども、そこで、ライフサポートファイルというものが議論され、取り組みを進めていると伺っております。

このライフサポートファイルは、支援を要する子どもたちが、生まれて、乳児期、就学前から就学期を経て、そして社会に出られるお子さんもおります。そして、出られないお子さんもいる。そうしたお子さんたちの青年期、成長期、本当にこれをずっと切れ目なく支援をしていくと、こういうような目的で、今まさに計画が策定というんでしょうか、作成が進んでいると私は伺っております。いわゆるこれは母子手帳の拡大版のようなものだと、このような説明をいただきました。

義務教育9年間は、今、このライフサポートファイルの9年間、ここに当たると思うんですね。このライフサポートファイルの中には、この9年間の就学期の個別の教育支援計画を挟み込んでいくと、このように私は伺っているんです。

そうなると、現在のこの個別の教育支援計画、これがどうかかわりがあるのかと。そこをもうこれはもう何度も何度も、再三、もうずっと大事なんだ、大事なんだと、もううるさいと言われても私は訴え続けてまいりました。そこをしっかりとやっておけば何ということがないこと、ここを今もうそこまで進めなければならない時代に入っている、それをこども部と教育委員会がしっかり連携をしながら進めていますと私は御報告いただきました。

こういう存在自体を皆さんは御存じなのか、特に教育長は御存じなのか、本当にそのことを、きょうは問いませんけれども、そのくらい今大事なんだということ、特別支援教育が大事であるということをしかりと受けとめていただきたいと思います。教育は子どもの幸福にこそございます。全ての幸福を担っている、このことをしかりと受けとめていただき、よろしく願い申し上げます。

以上でこの問題は終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

再質問の最後は、JR津田沼駅南口タクシープール脇交差点についてでございます。

先ほど市長より、力強く、また前向きな御答弁をいただき、ありがとうございました。市長も実感していると、本当に声をいただいた方もほっとすると思います。

やはり早く言えば信号無視ということなので、言いづらいということもあると思うんですね。しかし、ここはしっかり受けとめていかななくてはいけないと私も思って、今回、取り上げさせていただきました。

御答弁が確実なものとなるよう、何点か確認させていただきます。

まず、当該交差点におけるこれまでの事故や市民要望があるか伺いたします。

◎都市環境部長（東條司君） はい。それでは、当該交差点におきますこれまでの事故、また市民要望についてお答えをいたします。

まず、交差点内で発生した事故件数でございますが、所管しております習志野警察署に確認いたしましたところ、平成29年、平成30年の2カ年におきまして事故件数は1件で、内容といたしましては、自転車と歩行者の接触事故とのことでございました。

また、当該交差点に対する市民要望につきましては、過去5年間のまちづくり会議要望等で該当する内容はございませんでした。ただし、市長メールにおきまして、当該交差点の安全対策に関するものが1件ございました。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。

次に、習志野警察署の見解について伺いたします。

◎都市環境部長（東條司君） はい。習志野警察署の見解ということでお答えを申し上げます。

当該交差点における現状を把握するため、習志野警察署におきまして、津田沼駅前交番に確認したところ、車両運転手や歩行者等からの通報事例はないということでございました。しかしながら、市長答弁にもございましたように、安全対策の必要性は認識しておりまして、今後、現地調査を実施した上で、歩行者用信号の増設の必要性について検討するとのことでございましたので、本市といたしましても引き続き習志野警察署と連携を図ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。

まずは実態把握からと、こういうことになろうかと思いますが、冒頭に紹介させていただいたこのケースですね、これはヒヤリ・ハットの一例でございます。大きな事故、そしてトラブルが発生することがないよう、また発生してからでは遅い、このように思いますので、信号機の設置には時間を要すると、これは私も理解しております。

そこで、当面、市や、そして警察等でできる方策があれば、最後にお伺いたします。

◎都市環境部長（東條司君） はい。それでは、本市、また警察における当面の対応ということでお答えを申し上げます。

まず、本市の対応といたしましては、歩行者等に対しまして注意喚起するための標識の設置について検討してまいりたいと考えております。

次に、警察等の対応につきまして確認いたしましたところ、ソフト面での対応になりますが、津田沼駅前交番におきまして横断歩道利用者等の信号無視に対する抑止として街頭監視時における歩行者への声かけや指導等を実施してまいりたいと、そのように回答をいただいているところでございます。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。

ぜひ、ただいま御答弁がございました街頭監視時の声かけ、そして指導ですね、しっかり実行していただきたい、このように思っております。繰り返しますが、事故が起こる前に、何より希望いたします。よろしくお願いいたします。

最後に一言、習志野市の将来都市像、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～」これを、具現化を目指して、この時代の出発をした習志野市でございます。

先ほど冒頭で御紹介させていただきました令和時代のこの政党は、現実を踏まえた政策を練り上げる能力があるか、ここが問われると、これは政党だけではなく、市民生活に携わる行政も同様であると思います。ぜひ現実を踏まえた政策をしっかり練り上げ、習志野市の将来都市像を具現化していただきたいと思います。また、私もともどもに具現化に向け邁進していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。